

第68回滋賀県景観審議会 議事概要

●日時：平成31年1月31日（木曜日） 14：30～16：30

●場所：滋賀県大津合同庁舎3階 3-A会議室

●内容：〔議事〕

- 1) 滋賀県景観審議会会長および会長代理の選出について
- 2) 滋賀県景観審議会専門部会の設置について
- 3) 屋外広告物の規制にかかる田園住居地域の扱いについて

●出席委員：青山香菜委員、岡田昌彰委員、川崎雅史委員、黒川美紀子委員、高井節子委員、土本和子委員、轟慎一委員、西村和彦委員、貫名敏委員、平井利佐委員、山下淳委員、和田光平委員
(13名中12名出席) (50音順)

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

(注) 委員の意見または質問は○、事務局の発言は◆

1) 滋賀県景観審議会会長および会長代理の選出について

- 川崎委員を会長とする。
- 轟委員を会長代理とする。

2) 滋賀県景観審議会専門部会の設置について

- 広域景観形成検討専門部会と屋外広告物適正化検討専門部会を、議案のとおり設置する。
- 広域景観形成検討専門部会の部会長を川崎委員が、部会長代理を岡田委員が務める。
- 屋外広告物適正化検討専門部会の部会長を轟委員が、部会長代理を高井委員が務める。

○ カシミールとはどういったソフトか。景観上許容される高さを超えるかどうかといったことまで、自動的に判定できるのか。

◆ カシミールは地形の断面図を作成するソフトであり、取得した断面図をもとに、

景観上許容される高さや、計算値を超える建物が建つかどうかといったことを検証するために活用するもので、自動的に判定できるものではない。

- 検証の作業自体は人間が行うということか。
- ◆ はい。
- カシミールは GIS（地理情報システム）を活用したフリーソフトで、地形を見ることができる。そこから景観上安全な線を導き出して、その線と、土地利用規制、高さや容積率の規制での上限値とを比較することで、景観上安全な線を超えることがあるかどうかを判断していこうとしている。

- 滋賀県の眺望景観をどのように具体的に守るのかというところで、カシミールを使って、各市町の都市計画で定められた土地利用制度の中で不十分なところを、県の景観審議会において、できるだけ細かく丁寧にチェックしていこうとしている。
さらに、具体的な対策を実行するに当たっては市町村の協力が必要になるため、県の景観審議会の意見を景観行政団体協議会へ返し、協議会でもさらに、具体の対策について議論して頂いている。

- ルート 2 となるような景に関して、今は 89m まで問題無いとしていても、今後、市町決定の都市計画案件に関しては、新たな用途地域の指定や変更、高さや容積率の制限を緩和される可能性も十分にある。土地利用規制等の変更があった場合には、景の判定に影響がおよぶということを、付帯事項や留意事項として付記しておくことが必要ではないか。
ルート 3 についても、今回の例で言えば、松枯れ等が発生すると一気に枯れてしまう可能性もある。
このような、担保性が確保できるとも限らない景については、松林が枯れてしまうと、たちまち周辺の土地利用が影響してくる。だからこそ、しっかりと松林を管理していくことが必要条件である、というプロセスを残したフローにすべきではないかと思う。
基本的な枠組みとしてはこれでよいと思うが、ルート 2・3 の場合に留意すべきことを、しっかりと市町や関係各所にも伝えられるようなプロセスがあったほうがいい。
- ◆ 用途地域等の見直しがあれば、それによって判定の条件も変わる。この松林が何らかの形で管理ができなくなった場合には、判定が要協議に変わる可能性はあると思う。今回のご意見をフローに表現できるかどうか、事務局で検討したい。
- 現状のフローでは、市町等に協議せずに検討を終了する場合もあるように見える。留意すべきことはしっかりと共有できている必要がある。
- ◆ 用途地域が変わる場合については、課内でも情報共有をしており、今後も連携

を図っていききたい。

3) 屋外広告物の規制にかかる田園住居地域の扱いについて

- 滋賀県では田園住居地域が指定される予定はなく、そのため、急いで検討する必要があるような緊急的な課題ではないということだった。しかしながら、用途地域の中で、禁止区域・許可区域のどちらにも入っていないものが残っているということも、制度的に非常に奇異な感がある。速やかに議論を終えるべきとも思うが、事務局の考えとしてはどうか。
- ◆ 滋賀県では、近江八幡市と栗東市が独自条例を制定する方向で動かれており、その際に、県条例の改正が発生する。可能であれば、その改正に合わせて田園住居地域についても対応したいと考えており、今回諮問という形をとらせて頂いている。
- 法律によるゾーニングの問題は、早めに対応していかなければならないという側面が確かにある。農産物に関する 500 m²以内の店舗や飲食店ができるということで、近江八幡市などでも、農業の活性化や独自産業に関連した話題がよく出ている。田園住居地域の考え方や指定の方針などの動向とあわせて、専門部会でしっかりと検討して頂ければと考える。
- 田園住居地域は、実質的には生産緑地地区の後釜のような位置付けになっているので、滋賀県で制定される可能性は低いかもしれないが、実際に運用される場面は少なくとも、それを踏まえながら景観計画や屋外広告物行政がなされることもあると思うので、そのエリアに屋外広告物があるべきか否か、許可を求めるべきかを、部会で適切に議論したいと考える。

4) その他

- 今後、6 町域をターゲットにした計画策定、制度設計をしていくことは大切だが、それと同時に、県内の景観行政団体の連携を図っていく立場にある広域行政の県としては、全市が景観行政団体に移行しているとしても、それぞれを調整しながら滋賀県全体の景観計画を策定したり、屋外広告物行政の情報共有をしながらより望ましい関係を作っていく必要があると思う。その意味では、当審議会でも、市町の動きや、市町との情報共有等をどういった形でやっているのかを伝えてもらいたい。景観計画においては、場合によっては 2 本立てのような形になるのかもしれないが、全体構想がありつつ、6 町域の対応をどうしていくのか、というように、広域行政の県として、景観行政団体となっている市も含めた視点でぜひ取り組んで頂きたい。
- ◆ 景観計画は、景観行政団体ごとの行政区域に限定したものにはなるが、景観計画の見直しに当たっては、風景条例の扱いをどうするのかという議論も必要だと考えている。二重行政とならないよう考慮しつつ、景観計画の改正と風景条例の改正とを、合わせて検討していきたい。

- 当審議会から景観行政団体協議会の方へ投げかけている意見があるが、協議会でどのように議論されているかといった情報も、報告して頂くようお願いする。
- ◆ 景観行政団体協議会での協議の内容等も逐次報告させて頂きたいと思う。